

特別支給の老齢厚生年金の対象者について

○男子の方の受給開始年齢(※)

生年月日	報酬比例部分の受給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳(老齢厚生年金)

昭和24年4月2日以後の生年月日の方には、定額部分は支給されません。

※障害をお持ちの方や厚生年金保険に長期間（44年以上）加入している方（以下「長期加入者」といいます。）の「定額部分の受給開始年齢の特例」に該当する場合は、報酬比例部分受給開始時において定額部分も併せて受給することができます。